

2016/09/28 拡大事務折衝 組合側質問メモ

質問項目	回答内容
①保育検討協議会からの意見のうち、一部の意見を引用して方針としているが、他の意見について活かされていないことについての説明をしてください。	<p>保育検討協議会からは公立保育所の管理運営化について以下の5意見が示された。</p> <p>①公立保育所の管理運営の在り方に関する意見 ②公立保育所の管理運営の効率化として、民営化推進を求める意見 ③公立保育所の管理運営の効率化として、条件つきで民営化を容認する意見 ④公立保育所の管理運営の効率化として、財政面からの視点で民営化を検討することに反対する意見 ⑤現状の公立保育所の運営形態を見直すことに反対する意見</p> <p>また同時に、保育検討協議会からは、「のびゆくこどもプラン小金井」の着実な遂行による待機児童の解消、また、多様なニーズ（心身の発達において特別な配慮が必要な子どもに対する対応、アレルギーのある子どもたちの保育、要保護児童・要支援家庭の支援、休日保育や延長保育の更なる延長、一時預かり保育（緊急も含む））の充足に向けた対応が求められている。さらに、今後改善を求めたい保育行政の重要事項として、市内全ての保育所の質向上に関する点も指摘されている。</p> <p>このような課題を念頭に置き、保育行政を進めていくためには今回公立保育所の果たす役割のより明確化を図るため、方針で示した対応が必要であると総合的に判断し、方針を示したところである。</p>
②1、の目的に「公立保育所の特長やこれまで果たしてきた役割」、2、今後の方針（1）に「果たしていくべき役割」とあるが、それについての考えを具体的に教えてください。	<p>公立保育所の果たしていくべき役割は、以下のとおりと考える。</p> <p>1 行政機関としての役割</p> <p>① 公立保育所は、市保育行政の方向性に沿った保育を提供する。 ② 公立保育所は、庁内各課、他の行政機関との連携が比較的容易であることから、児童虐待の早期発見、要保護児童などの支援について、迅速な対応が可能である。また、増加傾向にある心身の発達において特別な配慮が必要な子ども、アレルギーを持つ子どもについても、公立保育所が積極的に受け入れ対応する。</p> <p>2 地域子育て支援の拠点としての役割</p> <p>① 公立保育所の特長を活かし、民間保育所、認可外保育施設等との連携を図り、地域における子育て支援の中核的な機能を果たす。 ② 在宅の子育て家庭への支援として、一時保育、緊急保育の充実を図る。 ③ 認証保育所、保育室、家庭福祉員その他の子育て支援関係団体とのネットワークの構築を推進していく。 ④ 公立保育所の職員は、市職員として保育行政に携わり、保育需要や課題に積極的に取り組む。</p> <p>3 保育施設の拠点としての役割</p> <p>① 大規模災害の発生時には、小金井市災害対策本部と連携し保育を継続する。また、公立保育所職員は、市職員として災害対策の活動を行う。 ② 公立保育所は、情報交換等を通じ民間保育所等との連携を図るとともに、人材育成を積極的に行う。</p>
③1、の目的に「今後も保育事業に係る経費は加速度的に増加が予想される」「危機的な財政状況が依然として続いており」とあり、財政状況が一つ挙げられている。小金井の保育施策が目的としては不十分なので補足をしてください。	<p>加速度的に増加するとは、待機児童解消に向け、平成25年度には約1,400人であった認可保育施設の定員であったものを平成28年度には約1,840人と約1.3倍に保育供給量を拡充している。併せて、保育の質を向上し、かつ、将来にわたり維持していくことも市の重要な責務であり、その安定的な運営には、当然に多額の財源が必要となると考えている。</p>
④1、の目的に「新制度による制度変更に伴う事業費」にも保育事業経費がかかるがあるが、具体的に教えてください。	<p>平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることを目的とし、市町村が実施主体となり乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっている。当該事業目的を果たしていくために、市としては様々な施策を推進していく必要があると考える。具体的には、待機児童の解消のための施設開設、多様なニーズ（心身の発達において特別な配慮が必要な子どもに対する対応、アレルギーのある子どもたちの保育、要保護児童・要支援家庭の支援、休日保育や延長保育の更なる延長、一時預かり保育（緊急も含む。））に対する対応、また、保育士等の処遇改善などである。</p>
⑤1、の目的に「待機児童解消のための新園開設等」とあるが、市が開設を予定していると受け取っていいのか。予定の報告をお願いします。	<p>平成29年4月開設予定として、以下の案件が予定されているが、拡充はまだ難しい状況にある。</p> <p>認可保育所：2施設 認定こども園：1施設</p> <p>★仮に、待機児童154人を解消するため必要となる施設を開設するとした場合は、</p> <p>①認可：8施設 ②認可：施設6 小規模：3施設 ③認可：4施設 小規模：7施設</p> <p>が必要となる。</p> <p>現在、平成30年4月に向け、複数の事業者と協議を継続中である。</p>
⑥2、今後の方針（1）に「平成32年度から業務委託」とあるが、その根拠の説明をしてください。	<p>以下の内容を実施していくため、一定の準備期間が必要となることから平成32年に業務委託開始、平成34年に民間移譲とした。</p> <p>(1) 民営化に係る方針（ガイドライン）案の策定 (2) 保護者説明の実施 (3) 事業者選定基準の策定 (4) （仮称）三者協議会の設置 (5) 業務委託（平成32年度） (6) 第三者評価による検証 (7) 民間移譲（平成34年度）</p>

質問項目	回答内容
<p>⑦ 2、今後の方針（2）に「職員体制について正規職員採用はせず」とあるが、拡大事務折衝の開始後の団交の席で「協議が終了し方向性が決ったら採用もある」と回答しています。このまま正規採用をしないまま保護者にはどう説明するのか、また私たち職員にも教えてください。</p>	<p>委託・民営化に際しては過員が発生することが想定され、そのことを考えればその間は任期付職員での対応とし、「原則、正規職員の採用はせず、補充が必要な場合は、任期付職員、非常勤嘱託職員、臨時職員による対応する。」としている。過員を活用することにより公立保育園の体制を拡充し、もって公立保育園の果たしていく役割を遂行し、保育サービスの拡充を図りたい。 なお、任期付職員は期限があること以外は、正規職員と同じものと考えている。</p>
<p>⑧ 2、今後の方針（3）にある「民営化によって生ずる財源」は具体的に何の支援策に充当すると考えているのか、教えてください。</p>	<p>民設民営に移行した場合、国・都からの歳入が見込まれるが、歳入の確保が図られる部分については待機児童の解消や、「のびゆくこどもプラン 小金井」に掲げる事業の着実な推進にかかる事業実施に充てることを基本とする。</p>
<p>⑨ 2、今後の方針（4）に「行政機関としての役割」とあるが、それを果たしていくには今後ますます課と協力し合っていく必要がある。ビジョンについて共有したいので、市内全ての保育所とどのように連携・協働していくプランがあるのか教えてください。</p>	<p>公立保育所と民間保育所・保育施設など、子どもにかかわる全ての機関や施設が相互に十分な情報交換・連携が図れるよう、ネットワークづくりを推進していく必要がある。また民間保育施設（保育所、小規模保育所、認可外保育施設など）との連携等も今後進めていく必要があると認識している。こういった取組みを着実に推進していくために、公立保育園を活用したいと考える。</p>
<p>⑩ 1園を委託したと仮定して、公立保育園がどう良くなるのか考えを、また、そのことでのどれくらいの財源が確保できるのか教えてください。</p>	<p>財政効果は（公設民営の場合）期待できないが、民設民営に移行した場合、国・都からの歳入が見込まれる。また、委託した場合においても、過員となった職員を他の公立保育所に配置することをもって、様々な事業（公立保育園の役割を果たすもの）の実施が可能となるとともに、労働環境の向上が期待できる。</p>